

1 事業所調査票と労働者調査票への整理番号の記入とデータ入れ替え

本調査では、事業所調査の情報と、その事業所の労働者（サービス提供責任者）調査の情報を関連づけるために、双方に同一の整理番号の記入を依頼した。

その結果、事業所調査では有効回答2,208事業所のうち1,982事業所（89.7%）に整理番号の記入があった。

また、労働者調査では有効回答3,480人のうち2,758人（79.3%）に整理番号の記入があった。このうち事業所と整理番号がマッチした労働者2,625人（75.4%）の同一質問項目は事業所のデータを労働者のデータに移行して集計を行った。（次表参照）

（参考）事業所調査票と労働者調査票（サービス提供責任者）との設問項目対応表

設 問 項 目	事業所調査票	労働者調査票
1). 法人の経営主体（2桁）	問 1	問 1 5（1）
2). 法人全体の全従業員数（1桁）	問 2（2）	問 1 5（2）
3). 法人の事業所の別事業所の有無（1桁）	問 2（4）	問 1 5（3）
4). 別の事業所での訪問介護事業の状況（1桁）	問 2（5）	問 1 5（4）
5). 介護保険の訪問介護事業所開始年（1桁）	問 3（1）	問 1 6（1）
6). 事業所の所在地（都道府県）（2桁）	問 3（2）	問 1 6（2）
7). 訪問介護員の人数（3桁）	問4（4）①	問 1 6（3）①
8). 登録ヘルパーの人数（3桁）	問4（4）②	問 1 6（3）②
9). 登録ヘルパーの援助内訳別時間給（4桁*9）	問4（4）③	問 1 6（3）③
10). 他の訪問介護事業所と比較したヘルパーの定着状況（1桁）	問6（1）	問 1 6（4）
11). ヘルパーを10人採用すると1年後には何人やめるか（1桁）	問6（2）	問 1 6（5）
12). 平成20年10月の状況－利用人数（4桁）	問 3（5）①	問 1 6（6）①
13). 平成20年10月の状況－平均要介護度（2桁）	問 3（5）②	問 1 6（6）②
14). 平成20年10月の状況－サービス提供時間（4桁）	問 3（5）③	問 1 6（6）③
15). 平成20年10月の状況－援助内訳割合（1桁）	問 3（5）④	問 1 6（6）④

2 主な用語の定義

(1) 事業所管理者について（事業所調査：問4(2)、労働者調査問1(1)）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

（厚生省令第37号平成11年3月31日、改正平成18年3月31日厚生省令第79号）

（第六条）

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（第二十八条）（抜粋）

指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) サービス提供責任者について（事業所調査：問4(1)、労働者調査問1(1)）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

（厚生省令第37号平成11年3月31日、改正平成18年3月31日厚生省令第79号）

（第五条）（抜粋）

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(3) 平均要介護度（事業所調査：問3(5)②、労働者調査問16(6)②）

下記の式の通り。（利用者のうち要支援1，2は除き、要介護1～5の平均）

$$\text{平均要介護度} = \frac{\text{利用者のそれぞれの要介護度の累積}}{\text{要介護1～5の利用者の延べ人数}}$$

(4) 特定事業所加算（事業所調査：問3(7)）

人材の質（介護福祉士の配置割合常勤換算 30%以上等：人材要件）の確保やヘルパーの活動環境（研修、伝達・報告体制、定期的健康診断等：体制要件）の整備の確保、中重度（要介護度4，5の割合：重度対応要件）への対応を行っている事業所を対象に加算を行うもの。

① 特定事業所加算Ⅰ

体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合した場合は基本単位数の

20%加算。

② 特定事業所加算Ⅱ

体制要件、人材要件に適合した場合は基本単位数の10%加算。

③ 特定事業所加算Ⅲ

体制要件、重度対応要件に適合した場合は基本単位数の10%加算。

(5) 事業所の所在地（ブロック別）（事業所調査票-問3(2)、労働者調査票-問16(2)）

都道府県の地域別ブロック名称及び県のくくりは下記のとおり。

- ① 北海道・東北＝北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
- ② 北関東＝茨城、栃木、群馬、山梨、長野
- ③ 首都圏＝埼玉、千葉、東京、神奈川
- ④ 北陸＝新潟、富山、石川、福井
- ⑤ 中部・東海＝岐阜、静岡、愛知、三重
- ⑥ 近畿＝滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
- ⑦ 中国・四国＝鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
- ⑧ 九州・沖縄＝福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

3 結果利用上の注意

(1) 表記方法

- ① 構成比（パーセント計算値）には、表章単位に満たない場合は、「0.0」と表章している。
- ② 集計表中「－」印は、該当数値がない箇所である。
- ③ 集計表中の該当数値に「*」印がある場合
サンプル数（回答数）が20未満にはサンプル数の前に「*」を付し、その構成割合については、「***」で表記している。

(2) 集計上の取り扱い

- ① 集計表・図・構成比（パーセント計算値）には、無回答を含む合計値を分母としている。

集計表・図・構成比（パーセント計算値）において、四捨五入等の関係で、項目の和が計の値にあわないことがある。

- ② 複数回答〔該当する答えの全て（あるいは制限範囲を決めている場合は、その範囲）を選択する方式〕の場合、構成比（パーセント計算値）が 100.0 を超えるものがある。
- ③ 復元は行っていない。
- ④ 平均値の計算では、原則として分母は（合計－無回答）としている。